


第182号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

	<p style="text-align: center;">目 次</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 大雨災害と派遣労働者の休業手当等</li><li>2. 新聞記事等から 半数が外国人住民の巨大団地で 共存と「静かな分断」 外国人受け入れ 失敗から学べ（大機小機） 日系4世・新在留制度に批判の声 「家族帯同など3世並みに」</li><li>3. 技能実習生・外国人関連の研究書紹介</li><li>4. Kerameikos ビールを呑む器</li><li>5. 本の紹介 消された信仰 —「最後の隠れキリシタン」長崎 生月島の 人々 広野真嗣 著</li><li>6. 今月の言葉</li></ol>
--	--

## 大雨災害と派遣労働者の休業手当等

この度の大雨で、広島県では死亡者が100名を超え、幹線道路やJRの復旧もかなり先となる大災害が発生しました。その前夜、市内でも土砂崩れがあったなどの報道を聞きながらも切実感を感じず、翌日、被災状況の重大さにびっくりしました。あちこちのフィリピン人に電話しても幸いその人たちに被害はなかったものの被害を受けた人の話を聞くことができました。またこうした中、新しい命が生まれたとの報告もありましたか、お祝いに行くこともできない状況にあります。

労働関係の問題はいろいろ出ているのではないかと思います。現在のところ派遣で働く人からの休業時の賃金についての一件だけです。しかし他にも同じような話は聞いていますが、その人自体に問題意識がないため賃金がどうなるかとの話までは進みませんでした。正社員の場合特別問題はないとしても、派遣で働く人たちまた技能実習生たちの中には休業期間中の賃金についての疑問が出てくると思います。しかしそれは7月ないし8月の賃金支給日に支給額を見てからかもしれません。

質問の内容は次のようなものでした。

派遣先の会社が大雨の影響で1日だけ休業となった。派遣会社からは派遣先が休みとなったので年休を出すようにとの話があった。

ここで問題となるのは休業手当(労基法第26条)と年次有給休暇(労基法第39条)の問題と言えます

ます。ここでは解雇の問題は出てきていませんが今回の大雨被害では会社によっては長期間の休業、事業縮小また廃業せざるを得ない会社もありえるため様々な問題が発生しても不思議はありません。そのため厚生労働省では下記のようなQ & Aをすぐに出しています。

- ①大雨被害に伴う雇用保険の特別措置に関するQ & A
- ②平成 30 年7月豪雨 による被害に伴う労働基準法 労働基準法に関するQ & A
- ③平成30年7月豪雨に伴う派遣労働に関する相談 平成30年7月豪雨に伴う派遣労働に関する相談 Q & A

まず②のA1-4を見ると今回の休業については、

「労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の手当（平均賃金100分60以上）を支払わなければならないとされています。

ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。

今回の豪雨による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられ」

しかし派遣の場合には③の答2-1-②で次のような説明がされています。

② 使用者の責に帰すべき事由により休業させられる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第26条）が、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣会社についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないと必ずしもいえず、派遣会社について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。

派遣会社は、原則として天災のため派遣先が休業したからと言って休業手当の支払いが免除されるのでは無く、他の派遣先への振替就業が困難な場合のみ休業手当の支払いが免除されるということになります。たとえば、派遣先の全てが製造業で、その内数社が天災で休業したが、他の派遣先は全て職員を充足しており振替派遣ができない場合であれば「使用者の責に帰すべき事由に該当しない」と考えられるかもしれません。派遣業法上、派遣先は労働者を指定できない(法26条6項、指針第211-(2))とはいえ、暗黙の裡に派遣労働者は派遣契約期間を通じて同じ人間であるのが原則で、日替り派遣していれば次の契約は打ち切られるのではないのでしょうか。そうすると派遣元は休業措置を取り、休業手当を支払わざるを得ないというのが現実ではないのでしょうか。とはいってもこれが通用するのは労基署に相談した場合か裁判上の話であり、実際問題としてこのあたりの判断は微妙なところと言えます。したがって相談を受けた例でも休業手当については労使の話し合いで落としどころを探すことにならざるを得ないと言えます。蛇足かもしれませんが、前記の内容の後に

③ また、労働者派遣法第26条等により、労働者派遣契約の中途解除の際の新たな就業の機会確保や、休業手当等支払に要する費用の負担などに関する定めをすることになっていますので、ま

ずは、労働者派遣契約の内容を確認して下さい。

とあり、派遣元と派遣先との間の派遣契約の中に休業手当の支払いについてどのように定められているかを見る必要があると言っています。要するに、「天災地変等派遣先の責めによらない事由で休業する場合には派遣料金の支払いはしない。」と定められているかどうかということでしょう。ネット上で見つかった派遣契約書では、派遣元にはこの条項が定められており、派遣先には何らの定めもありませんでした。このことは派遣先は少々の休業期間の場合には派遣料金を支払ってでも雇用を確保し、長期に渡れば派遣契約の解除をすと言ったことを意味しているのではないかと推測されます。

あと一つの年次有給休暇の問題については、「派遣会社から『年休取得』を命じられたが、どうすればいいか。」の問いに対して、③の答 2-3 には

年次有給休暇は、原則として、労働者の申し出により、労働者の希望する時季に取得するものであり、使用者（派遣会社）に命じられて取得するものではありません。

とあるだけです。派遣先の休業が無ければこの通りですが、相談と同様にこの質問の背景にも派遣先の休業という問題があるとすれば、「年休が行使できるのは労働日に対してであり、会社が休業とした日に年休の行使はできません。」との回答にならなければいけないはずですが。しかし労働契約で派遣先が明記してあったとしても必ずしもそこに限定してあるわけではないと考えればこの回答でいいことになります。そうすると年休を拒否すれば欠勤扱いとなってしまいます。関係者全員が派遣先で契約期間働くという暗黙の了解で派遣の仕組みは成り立っているはずですが。今回のような特殊な場合に建前の部分で回答されると派遣労働者保護の観点はややけてしまいます。現実問題として、大半の出稼ぎ労働者は、60%の休業手当よりは、年休として100%の収入を選択するのではないのでしょうか。派遣元にはそれを見越して年休消化させてできる限り仕事を休むことを阻止したいとの思いもあるかもしれません。ただ今回の場合、休業日に対して派遣会社は雇用調整助成金を受給できる可能性もあるため年休よりは休業手当の支払いの方がメリットがあると考えられますが・・・。

## 新聞記事等から

### 半数が外国人住民の巨大団地で 共存と「静かな分断」

大島隆 朝日新聞デジタル 2018年7月16日05時00分

日本人の高齢化と外国人の受け入れ。二つの課題の「先進地」とも言える巨大団地が、埼玉県川口市にあります。外国人住民が半数という団地に住む記者が書いた記事「芝園団地～静かな分断を越えて」(GLOBE 6月号)に寄せられた声を紹介しながら、共生社会のあり方を考えてみます。

埼玉県川口市にあるUR都市機構の賃貸住宅。1978年に完成した。高齢化で日本人住民が減る一方で、90年代から中国人住民が増え、約5千人の住民のうち半数余りが外国人となっている。

GLOBE 6月号の記事は、自分自身も団地に住む筆者が、日本人住民と中国人住民が共存はしているものの、お互いの交流が少ない「静かな分断」や、夏祭りの準備などを巡る日本人住民の「もやもや感」、日中住民の懸け橋になろうとする、大学生や自治会の取り組みを書いた。

## 会話や作業 意識して一緒に

芝園団地の広場で6月中旬、日本人住民と中国人住民40人ほどが参加した、太極拳の体験イベントがありました。

芝園団地で活動する大学生の団体「芝園かけはしプロジェクト」と団地の自治会が開きました。母親が参加したという30代の中国人女性は、「日本人と中国人は同じ団地に暮らしていても、あまりコミュニケーションがない。こんなイベントがもっとあれば」と話しました。

大学生と協力し、交流の取り組みの中心になっているのが、自治会事務局長の岡崎広樹さん(37)です。商社をやめて松下政経塾で学んでいた2014年、日本人と外国人の共生について考えるため、団地に引っ越してきました。

日本人住民と中国人住民の間にはまだ壁がありますが、岡崎さんらの取り組みで少しずつ交流も生まれています。「昔のことを考えれば、よくこれだけの人が集まったなと思いました。団地の雰囲気が変わってきた、一つの証拠だと思います」と岡崎さんは話します。

「共生や交流がいいことだと押しつけがましくなるのではなく、自分も行きたくなるようなイベントを考えます。ただ、同じ空間にいればそれでいいということではありません。意識して、会話や一緒に作業をする場をつくるようにしています」

## 生活脅かされる不安が根源

パリ郊外の団地を調査した「排除と抵抗の郊外」などの著書がある、森千香子・一橋大学准教授(社会学)に聞きました。



フランスなどの欧州の取り組みからも、物理的に共存する空間をつくっても簡単には交わらないということが経験的にわかってきています。

異なる集団が同じ空間に住みながら接触しないと、実像が見えないなかで相手への不安と偏見が生まれてきます。ステレオタイプ、偏見が独り歩きすると、「脱個人化」が進み個人を見なくなります。

同じ場所に住むだけじゃなくて、イベントなど交流の場を人為的につくるのが大事です。ただ言うはやすしで、どうやるかが問題です。

フランスでは、団地内に交流カフェを設置したり、相互扶助を促すための「サービス交換券」を作ったり、地元に住んでいる人たちが自発的に行う試みが、ある程度の成果を上げてきました。何かを共有している感覚が生まれることが大切です。

個人の力に任せていると燃え尽きてしまいがちなので、財政的な支援も必要です。国が時間とお金をかけ、責任をもって取り組む必要もあります。これまで以上の負担を地域社会に負わせてはなりません。

多数派の「不安感」の根源は、自分たちの文化や社会が外国人に脅かされるというよりももっと複雑です。グローバル経済の下で社会の流動化が進むなかで、労働環境も厳しさを増し、社会保障制度も削減され、生活への不安が増している。

これまでと同じような生活が送れなくなるのではないかと、という不安がマイノリティーへの不安に置き換えられているのではないかと思います。

## 日本人は… 壁越えるため 交流必要

●「中国で暮らし、帰国後、岐阜で生活しています。古くから暮らす方々にとっては、同じ日本人であっても、『よそ者』はルールが違うのではという警戒心があったと思います。外国人なら、なおさらのことです。逆に、新しく入ってきた者からしたら、少しの誤解から生じる『戸惑う出来事』に接しただけでも、全体に対して警戒心を持ってしまうこともあるかと思います。お互いに話し合ってみれば、そういう壁は消えると思います」(岐阜県 河原啓明さん 46歳)

- 「芝園団地に近い蕨市に住んでいます。子供の幼稚園の同級生は3分の1弱が中国人です。子供を媒介に知り合うと偏見もなくつきあえますが、そういうものがないと、人種の違いによる、危うい雰囲気醸成されやすいのだと思います。民族や人種の壁を越えるのは政治でもイデオロギーでもなく、生活に根ざした人の交流なのだのと痛感します」(埼玉県・40代男性)
- 「かつては芝園団地に、今は隣のマンションに住んでいます。5千人いた日本人住民は半数以下になりました。そこに異国の人が、私たちには関係ない形で住み始めたのです。『よそ様の家に住む』くらいの遠慮が必要だと言いたいです。団地に住むルールを教えるのは川口市やURであるべきなのに、積極的に関与しているとは思えません。周辺地域にも多くの外国人が住み始めています。自治体は現状を把握しているか不安です。私もトランプ(米大統領)の言葉を芝園団地の広場で叫びたいぐらいです」(埼玉県 池谷延夫さん 70歳)
- 「ごみの分別に関してきちょうめんな外国人もいれば、無頓着な人もいます。日本人でも同じです。『〇〇人』とくっってしまうと、途端にそうでない人まで含めて簡単にラベルづけしてしまいます。共に生活するのであれば、一つの目的を持って一緒に何かをすることがお互い分かり合える近道ではないかと思います」(熊本県・50代女性)

### 中国人は… 日本の「空気読む」難しい

- 「芝園団地の問題は、文化の違いによる古くからの問題です。日本人は空気を読むことをすごく強調しますが、中国人がどうして、日本の空気を読むことができるのでしょうか。思っていることは言ってほしいです。いかに誠意をもって見てくれていても、言わなければ、どうしてわかるのでしょうか」(中国四川省・会社員 20代女性)
- 「日本国民はものすごく日本を愛している、といつも思います。悪いことではないですが、自分たちがベストで、日本とやり方が違うことは間違いと見なすのでは、進歩がありません。文化や習慣、価値観の違いがもたらす溝は中国国内でもあり、地方都市の若い人たちが北京や上海、広州にきて、旧住民との間で多くの問題を抱えています。異文化間では、言うまでもないでしょう。多様性の社会にいることを自覚し、互いの違いを受け入れるしか、共生はできません。私個人は、外国人は現地の習慣に慣れ、従うよう努力すべきだと思います。ここに住み、ここのルールがもたらす便利さ、心地よさを受けているのだから、ルールが時々もたらす不便さや心地悪さも受け入れなければならぬでしょう」(東京都・30代女性)
- 「住民の自治会は上海にもありますが、概念は日本と全く違います。上海では『居民委員会(住民委員会)』と呼ばれ、『街道』『鎮』などの末端行政に属しています。主要な活動は政府系の住民サービスの手伝いです。祭りも『街道』の任務になります。日本では、住民がボランティアでやるものなのでしょうが、中国では住民サービスの職員が担い、ボランティアではありません。このような概念の隔たりや習慣の違いが『静かな分断』なのではないでしょうか」(中国上海市・男性)
- 「多文化の現場でよくある問題は、外国人が受け身的な存在になっていることです。しかし、外国人も地域社会の構成員で、多文化共生の担い手です。いかに国籍を超えて地域住民としての連帯感を作るかが、芝園団地の課題です。祭りの準備でも会場の片付けでも、住民同士の協力が必要な場合に、役割分担で外国人を排除してはいけないと思います。同時に、外国人も地域住民としての責任を避けてはいけないでしょう。共に生きる『場所』から、共通するアイデンティティが誕生できることを期待しています」(東京都・大学院生 王曉音さん 31歳)



外国人が多く住む地域では、「外国人はごみ出しなどのルールを守らない」という苦情が出ることがあります。実際に接する機会がないと、「外国人」とひとくくりにしがちです。「日本人も外国人も人それぞれ」という意見は、一理あるなと思いました。

外国人住民の話題になると、「郷に入れば郷に従え」という言葉もよく聞きます。けれど、そもそも「郷」に入れようという姿勢を示さない、外国人にもわかりやすい形でルールを伝えていない、といったことはないでしょうか。

労働力不足を受けて、外国人受け入れの動きが加速しています。単なる「労働力」ではなく、共に暮らす「生活者」という視点からの受け入れの準備も急務だというのが、芝園団地に住む一人としての実感です。皆さんはどう思いますか？（大島隆）

## 外国人受け入れ 失敗から学べ（大機小機）

日本経済新聞 2018/7/9 17:00

6月5日の経済財政諮問会議で、安倍晋三首相は外国人労働者の受け入れ拡大を表明した。人手不足が深刻な業種を対象に新たな在留資格を創設し、2025年までに単純労働者を含む50万人超の受け入れを目指している。人口減少が進む中、中長期的に外国人労働者の受け入れは必要だ。ただ、今回の方針は過去の失敗に十分学んでいないように思われる。

日本は1990年に、日系2世と3世およびその家族に日本での就労を認め、主に中南米諸国から30万人以上の労働者が流入した。海外からの出稼ぎを受け入れて一時的に人手不足を補填しようとしたもので、自動車産業などが積極的に外国人労働者を受け入れた。その結果、外国人労働者は愛知県や静岡県、北関東などに集中し、来日した外国人労働者の約3分の2は日本に定住した。

日本語能力による選別がなかったため、当時来日した外国人労働者は日本語が全く話せない者も多かったし、子弟への日本語教育も十分には行われなかった。こうした労働者の日本での生活が長くなり、同伴した子や日本で生まれた子が日本の小中学校に入学するようになると、多くの問題が発生した。子弟の不就学率の上昇と不良化である。

日本語能力の乏しい両親を持つ子弟は、いきなり日本語で授業を受けても理解が難しく、落ちこぼれることが多かった。中学生にもなると授業がまったく理解できず、不登校になるケースが増えた。

中学レベルの教育を受けず日本語の読み書きもできないとなれば、就職は難しい。非行に走る者も多くなった。外国人労働者の多い地域では、その子弟が犯罪に手を染め少年院に収容される例が増加した。

教訓は明らかだ。外国人労働者を使い捨てにできる「労働力」とみなすだけでは、将来に大きな禍根を残す、ということである。

現在、受け入れる外国人の基準は日本語能力試験4級（N4）程度ないしそれ以下が検討されているが、これでは片言の日常会話しかできない。「より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と定められているN2レベルの能力を課すとともに、外国人労働者の子弟に対して日本語の補習授業の充実を行うべきではないだろうか。（山河）



## 日系4世・新在留制度に批判の声 「家族帯同など3世並みに」

SankeiBiz 2018.7.13 05:00



査証取得代行業コリ・パソスさん（右）の事務所で、新たな在留制度について説明を受ける日系4世のクリスチアニ・オウジさん（左）ら＝3月、ブラジル・サンパウロ（共同）

海外在住の日系4世が日本で就労できる、新たな在留制度が今月始まった。ブラジルの日系人団体などの要望で動き始めた話だが、最長5年の在留期限や18～30歳という年齢制限、家族帯同ができないことなど条件が厳しい。4世側には、長期滞在や自由な就労が可能な3世並みの在留資格を望む声が多い。

海外で最大の日系人社会があるサンパウロ在住のクリスチアニ・オウジさん（20）は日本人を曾祖父母に持つ。6～12歳を母親の出稼ぎに連れられて滋賀県東近江市で過ごし、日本とその文化の大ファンだ。新たな制度を利用して日本に行きたいと考えている。

しかし、現在妊娠中で、生まれてくる子供を連れて行けないことを悩んでいる。「子供にも私が日本で受けたような教育を受けさせたい。家族帯同の条件が緩和されることを期待している」と話す。

サンパウロの査証（ビザ）取得代行業、コリ・パソスさん（43）は「ブラジル人にとっては家族と一緒に生活することがとても大切だ」と述べ、帯同制限を批判する。

日本で育ち、親の帰国とともにブラジルに戻ったものの、ポルトガル語が使えず文化にもなじめないため日本に戻りたいという4世もいる。日本を知る日系コミュニティーを消滅させないという観点からも、在サンパウロの複数の日系人団体が2016年6月、日本大使館に4世以降の在留資格を求める要望書を提出。これが政府を動かすきっかけとなった。

制度案が明らかになった後の今年2月、これら日系人団体は「4世の在留資格を3世同様に取り扱っていただきたい。5世以降にも配慮を」とする意見書を法務省に提出した。30歳以上の4世は最大15万人存在するとして、年齢制限の撤廃も求めている。

日系人団体の一つ、ブラジル日本文化福祉協会の呉屋春美会長は「制度ができたのは良かったが、比較的レベルの高い日本語能力試験を課すなど条件が厳しい。4世側にとって利用しづらいのではないかと話している。（サンパウロ 共同）

### 技能実習生・外国人関連の研究書紹介

技能実習生・外国人問題に関してはわたしたちの目に触れない学会誌等で発表されている論文が少なからずあり読んでみたいと思っても入手できないものばかりと言えます。昨年の終わりから、下記の書籍が発行されています。書店でもなかなか目に触れないものですが、非常に興味深い内容のものなので目次を含めて紹介します。

#### 1. 日本の労働市場の開放と課題 農業における外国人技能実習生の重み

堀口健治 編 筑波書房 3,000円

まえがき

第1部 総論

第1章 日本の労働市場における外国人労働力の大きさ  
—短期労働者の国際間移動と日本の位置—

第2部 日本

- 第2章 農業に見る技能実習生の役割とその拡大
  - 熟練を獲得しながら経営の質的充実に貢献する外国人労働力—
- 第3章 タイプ別地域別にみた外国人技能実習生の受入れと農業との結合
- 第4章 技能実習生導入による農業構造の変化
  - 国内最大規模の技能実習生が働く茨城県八千代町の動き—
- 第5章 農業法人における雇用と技能実習生の位置
- 第6章 製造業における技能実習生雇用の変化
  - 中小企業から大企業への展開—
- 第7章 漁船漁業における技能実習生の役割と熟練の獲得
  - マルシップ等で外国人導入を先行させた海上労働—
- 第3部 海外—送り出し国の実状と短期労働者が期待するもの
- 第8章 技能実習生・研修生の最多送出し国から急減した中国
  - 中国の海外労働者派遣の仕組みと日本—
- 第9章 帰国した実習生と日系企業
  - 中国側の日本の制度に対する評価と実際—
- 第10章 技能実習制度に新たな意義を付与したタイ
  - 受け入れ国でもあるタイの特徴—
- 第11章 日本との協力による事前講習が強化されるカンボジア
- 第12章 政府の規制強化が効果を上げるフィリピン
  - トラブルの少ないフィリピン実習生とその背景—
- 第13章 派遣労働者を急増させるベトナム
  - 中国に代わるベトナム・急増の背景と受入れの実際—
- 第4部 海外—受け入れ国における短期外国人労働者の実状と意義
- 第14章 違法滞在とH-2Aビザが支える米国カリフォルニア農業
- 第15章 英国の外国人短期農業労働者受け入れ制度の評価と展望
- 第16章 雇用許可制を導入した韓国の状況と課題
- 第17章 結婚移民を主とする台湾農業分野の外国人労働者

## 2. 産業構造の変化と外国人——労働現場の実態と歴史的視点（移民・ディアスポラ研究7） 津崎 克彦（著，編集）， 駒井 洋（監修） 明石書房 2,800円

「移民・ディアスポラ研究」7の刊行にあたって [駒井洋]

はじめに 日本の外国人労働者—働く現場と産業・歴史から考える [津崎克彦]

第1章 現代日本における産業構造の変化と外国人労働者 [津崎克彦]

第I部 外国人労働者が働く現場

第2章 建設産業構造と外国人労働者—外国人技能実習制度の拡大を事例に [恵羅さとみ]

第3章 介護の専門職化と外国人労働者—日系人から結婚移民、介護福祉士まで [高畑幸]

Column 1 夜のフィリピン女性たちを取り巻く労働環境——興行ビザ規制後のフィリピンパブ嬢たち [中島弘象]

第4章 観光産業における労働力再編—旅館・ホテルの外国人労働者に注目して [山口恵子]

第5章 外食産業とコンビニ業界における外国人労働者——外国人留学生のアルバイトに注目して [志甫啓]

インタビュー・レポート 国境を越えて働く外国人労働者の現場から [鈴木江理子]

第II部 外国人労働者と日本の社会構造の変化

第6章 家事労働とジェンダー—再生産労働の外部化と“沈黙”の外国人家事労働者 [定松文]

第7章 日本の農業と外国人労働者の現状——家族経営を支える技能実習生の増加 [安藤光義]

第8章 自動車産業の労働現場—外国人労働者の増加と「メイド・イン・ジャパン」の限界 [伊原亮司]

Column 2 留学生を活かすインターンシップ—不動産業界における戦略的高度人材の獲得 [郭潔蓉]



### 第Ⅲ部 人の移動と産業をめぐる時空間の変容

第9章 日本製の洋服づくりを支える人々—縫製工場における外国人労働者 [長田華子]

第10章 日本漁業と「船上のディアスポラ」—“黒塗り”にされる男たち [佐々木貴文]

第11章 人の移動と産業をめぐる歴史の変容 [蘭信三・福本拓]

書評 堀口健治編『日本の労働市場開放の現況と課題—農業における外国人技能実習生の重み』 [駒井洋]

書評 宮島喬著『現代ヨーロッパと移民問題の原点—1970、80年代、開かれたシティズンシップの生成と試練』 [駒井洋]

編者あとがき [津崎克彦]

### 3. 「外国人の人権の社会学」——外国人へのまなざしと偽装査証、少年非行、LGBT、そしてヘイト

丹野清人著 吉田書店 3,500円

序論 外国人からアプローチする比較人権社会学

第1章 「偽装」日系人の法社会学

第2章 外国人少年非行の社会学

第3章 LGBT 外国人と退去強制の社会学

第4章 LGBT 外国人と退去強制後の危惧の社会学

第5章 ヘイトデモ禁止の社会学

第6章 外国人労働者から眺める日本的経営

第7章 「外国人の人権」の社会学

### Kerameikos ビールを呑む器

例年にない異常気象の影響でのすさまじい大雨被害があり、35度を超す日が連日続いています。おまけに台風も信じられない進路を取り、その影響で予定していた技能実習生を中心としてイベントが中止となり、伊万里市でのインドネシア人技能実習生へのセミナーも中止せざるを得なくなりました。気温が高ければ当然のどが渇き、夕食時のビールが楽しみになります。ビールとはいっても250mlの発泡酒“のどごし生”です。ときどき七田の粕取り焼酎のロックに変えますが、なぜかしらガラスのコップを使うので今一つ楽しみが減ってしまいます。

ビールは当然のことながら焼き締め器となります。細かな泡立ちでのど越しがよくなるのでガラスのコップを使うことはありません。先日残念なことに、愛用していた備前のビール呑を壊してしまったので、修繕するまでは唐津の中里隆先生の小さな湯呑を使っています。魯山人は「ビールは小さな器で」と書いていたように思います。注ぐたびに細かな泡が立つので口当たりがよくなります。100mlしか入らないので、私にはこれで3杯飲めちょうどいい大きさです。

先日食器棚で、いつも目にはしているのですが使うことのなかった、青白磁の大きな湯呑(箱にはビール呑と書かれていたかもしれませんが)を使ってみました。250mlが楽に入るもので涼しい色合いをしており一気飲みがいいものでした。



## 本の紹介

### 消された信仰 ー 「最後の隠れキリシタン」 長崎 生月島の人々

広野真嗣 著 小学館 1,500円

16世紀のザビエルによるカトリックの伝道から禁教下の潜伏時代そして19世紀の大浦天主堂での信徒再発見に至る時代の遺跡が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」(長崎、熊本両県)として世界文化遺産に登録されることになりました。信徒再発見よりののちの時代は対象となっていないためこの地方に点在する教会群は含まれていません。しかしこうした教会群と一連の流れの中で見ていかなければこの地域のカトリックの歴史は理解できないと思います。当然、遺跡だけではなく伝道時代から今日に至るまでのカトリック教会の社会活動も併せて見ていかなければたんなるテーマパークが増えただけと言わざるを得ません。ただ世界遺産指定地また教会群も交通の便が悪いのが残念です。

この本が問題としているのは、題名の「消された信仰」すなわち第1回目の世界遺産申請時には含まれていた生月島を中心とした「平戸の聖地と集落」がなぜ排除されたのかという問題です。隠れキリシタンは禁教下には神道や仏教との関係を持って生活せざるを得ない状況があり、また指導者もないまま信仰を維持せざるを得ませんでした。こうした状況の中から明治時代にカトリック教会に復帰した人たちとそうせず今日まで潜伏時代の信仰を守り続けてきた人たちがいます。この隠れキリシタンが守り続けてきたオラショと呼ばれる祈りを巡って意味も分からないまま唱えられてきたもので潜伏期に神道や仏教と習合して本来のカトリックの信仰とは全く別のものに変容してしまっているという学説と、そうではなく指導者もなく教えられた祈りを意味は分からなくなったとしても神道や仏教と併存関係にあり純粹にカトリックの信仰が維持されてきているとの学説の対立を紹介し、前者の潜伏期変容論に基づいて世界遺産の選定が進められた結果「平戸の聖地と集落」が抹消されたと結論づけています。この論の中心人物は浦上四番崩れ等の子孫でカトリックに復帰しなかった隠れキリシタンを異端として断罪しているとしています。

またカトリック教会からの働きかけやバチカンが関心を持って復帰の為枢機卿を派遣したことがカトリック教会の歴史から抹消されていたことも報告されています。

#### 言葉

私の無心というのは、そんなものでなしに、たとえばキリスト教的に言うと、「御心のままに」というようなことなのです。神の御心のままにならせ給えという、そう「まかせ」主義のところのあるのを宗教的と言います。

(無心ということ)

「鈴木大拙ー日本人の心の言葉」竹村牧男 著 P.18

#### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成30年 8月 9日 発行